

法改正トピックス

第4回/全8回

多様な法改正への対応は、社労士試験合格の重要なカギとなります。要点を押さえた解説の後は演習問題を解いて、法改正対策を進めていきましょう。

社会保険労務士
北村 庄吾

(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)



社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

1 労働一般常識／育児・介護休業法の改正

育児・介護休業法

令和4年10月1日
令和5年4月1日施行

★★

改正の概要

- 1 育児休業の制度が見直されました（出生時育児休業の創設、育児休業（出生時育児休業を除く）の見直し）。
- 2 育児休業の取得の状況の公表の規定が創設されました（1,001人以上企業が対象）。

改正の内容

1 育児休業制度の見直し

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み〔出生時育児休業〕が創設されました。また、育児休業（出生時育児休業を除く。）についても、分割して2回まで取得することを可能とするなどの見直しが行われました。

【令和4年10月1日施行】